

平成 24 年度 中小企業支援計画（案）の解説

目 次

	頁
I. 中小企業を取り巻く現状	1
II. 平成24年度の基本方針	1
III. 国の事業	2
1. 事業の実施体制	2
2. 事業の概要	2
(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底	2
(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備	6
(3) 中小企業の人材の育成・確保支援	8
(4) 中小企業の海外展開支援	8
(5) 公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に 貢献できるような体制の整備	10
(6) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	12
(7) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業	13
IV. 都道府県の事業	14
1. 事業の実施体制	14
2. 事業の概要	14
(1) 中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底	14
(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備	15
(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	15

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業	1 6
1. 事業の実施体制	1 6
2. 事業の概要	1 6
（1）中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進	1 6
（2）中小企業の経営基盤の強化	1 8
（3）中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化	2 1
（4）東日本大震災からの復旧・復興に関する事業	2 2

平成２４年度中小企業支援計画（案）の解説

I．中小企業を取り巻く環境

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらすとともに、津波被害や原子力発電所の事故、電力供給制約等の様々な事象を引き起こし、中小企業にも甚大な影響が生じることとなった。さらに、未曾有の円高や、タイ王国における大洪水の発生等の影響により、中小企業は、厳しい内外環境下に置かれている。

そのため、政府は、資金繰り支援、二重債務問題対策、中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備の支援等に万全を期すとともに、引き続き、復興支援に全力で取り組むこととしている。

加えて、厳しい内外環境を勝ち抜く中小企業の経営力強化を図るため、①経営支援の担い手の多様化・活性化、②中小企業の海外展開の一層推進、③中小企業の技術力の強化・承継の促進、④まちづくりと一体的な中小商業政策などの支援に幅広く取り組むこととしている。

こうした中、中小企業の業況は、持ち直しの動きが見られるものの、円高等の影響が懸念され、予断を許さない状況にあり、引き続き、中小企業への支援に万全を期していくことが必要である。

II．平成２４年度の基本方針

中小企業は我が国経済の活力の源泉であるとともに、地域経済社会や雇用を支える存在でもある。我が国経済が各種の困難や制約要因に直面している中、これを乗り越え、再生を果たすためには、中小企業の活性化が必要不可欠である。

このため、平成２４年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、「中小企業憲章」の行動指針に示されている柱に沿って、中小企業の経営資源の確保が図られるよう基本方針を定める。

第一に、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底するとともに、起業・新事業展開のしやすい環境を整えるため、中小企業の経営力の向上を図る経営支援体制の強化事業、中小企業の技術力向上のための研究開発事業及び中小企業の新分野への進出を促進する中小企業の販路開拓事業等を実施する。

第二に、中小企業の人材の育成・確保を支援するため、中小企業人材対策事業を実施する。

第三に、中小企業の海外展開支援体制の充実を図るため、海外展開等支援事業を実施する。

第四に、公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に貢献できるような体制を整備するため、中小企業取引適正化対策事業や地域コミュニティを担う商店街の活性化事業等を実施する。

また、中小企業の経済的社会的環境変化への適応の円滑化を図るため、事業再生支援事業等を重要な政策課題として支援するとともに、復興支援については各段階において、被災中小企業のニーズを踏まえ、必要な対策を講ずるなど、中小企業の着実な成長を確保する。

なお、本支援計画の実施に当たっては、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することが重要である。今後とも、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、その重要性は高まっていくものである。

Ⅲ．国の事業

１．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルのモデル事業やマッチング機会の提供事業を都道府県、中小機構、都道府県中小企業支援センター等の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業の見直しを行うものとする。

２．事業の概要 ※数字は平成２４年度予算額

（１）中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①中小企業経営支援等対策

ア 中小企業支援ネットワーク強化事業

３０．０億円

幅広い中小企業支援機関から成るネットワークを経済産業局を中心に構築し、中小企業支援の専門知識だけでなく実績豊富な相談員が、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度・専門的な経営課題に直接対応し、必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える経営課題への支援体制の強化を図る。

解 説

本事業は、中小企業が抱える経営課題が高度化する中で、個々の中小企業支援機関の日常的な相談のみでは十分な対応が困難なことから、経済産業局を中心とした、幅広い支援機関から成るネットワークを構築し、支援機関の連携の強化、支援能力の向上を図ることにより、中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化するもの。

具体的には、経済産業局が、中小企業支援の専門知識だけでなく豊富な実績を有する専門家を巡回対応相談員として選定し、当該巡回対応相談員が、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一

環として、高度専門的な相談に直接対応するとともに、必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度・専門的な課題の解決を図るもの。

また、支援機関の相談員は、巡回対応相談員とともに相談事案に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図るとともに、集積された相談事例の知見・ノウハウ等をネットワーク内で広く共有することで、支援機関の能力向上を図る。

イ ITクラウドを活用した中小企業経営基盤強化

2.0 億円（新規）

小規模事業者等の経営力向上、円滑な資金調達（金融機関等へのアカウントビリティ達成）に不可欠である財務管理等の促進等の観点から、商工会等の記帳指導のサポート及び小規模事業者等自らによる記帳の推進のため、インターネットを活用した財務管理の基盤システム（ネットd e 記帳）等の導入・普及促進を支援する。

解 説

小規模事業者等の経営力向上、円滑な資金調達（金融機関等へのアカウントビリティ達成）のためには、自らの財務状況を正確に把握・分析することが不可欠であるが、小規模事業者等は人的資源が限られていることから、経理担当者の人員が少なく、会計業務が手薄になっているところ。また、今回の東日本大震災では、多くの中小・小規模企業が経営に関する情報を喪失し、クラウド化による経営情報の維持・管理の重要性が改めて認識されたところ。

このため、本事業は、全国商工会連合会を通じて、商工会等が行う小規模事業者等に対する記帳指導サポート及び小規模事業者等自らによる記帳を推進するための財務管理の基盤システム（ネットd e 記帳）等のクラウド化へ対応を支援するものである。

ウ 特許等取得活用支援事業

16.0 億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

解 説

本事業は、中小企業等知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け入れる窓口「知財総合支援窓口」を都道府県の中小企業等の利便性が高い場所に設置、様々な専門家や支援機関等とも連携して知的財産のワンストップ

相談を行い、次に掲げる支援事業を実施する。

- 1) 窓口支援担当を配置し、中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の課題等をその場で解決支援。
- 2) 上記1による解決が困難なより高度な知的財産の課題等に対して、弁理士や弁護士などの知財専門家の活用や支援機関との連携による解決支援。
- 3) 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産の活用促進。
- 4) 知的財産に関する各種支援施策の紹介・説明、特許等の産業財産権に関する出願等手続支援（電子出願支援を含む）。

②戦略的基盤技術高度化支援事業

132.0億円

我が国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術（鑄造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化等に向けて、中小企業の研究開発から試作段階までの取組を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

解 説

本事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に基づき定められた技術別指針に沿って策定され、同法に基づき認定を受けた研究開発を国から委託するものである。（委託の成果は、日本版バイドール法により事業者が利用することができることとなっている。）

研究開発の実施に当たっては、事業管理者、研究実施者等によって構成される共同体を基本とし、認定を受けた中小企業の参加が必要である。

③地域イノベーション創出実証研究補助事業

2.8億円（新規）

地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業を始めとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体による実証研究を支援する。

解 説

本事業は、既に一定の基礎研究や技術開発を終えている実用化技術について、中小企業、公的研究機関及び大学等により組織された共同研究体が実施する、市場や顧客の視点を踏まえた安全性や経済性等の実証・評価に要する経費について、補助を行うものである。

④ものづくり指導者養成支援事業

0.5億円（新規）

中小企業ものづくり現場では、団塊世代の一斉退職等による技術力低下への対策が喫緊の課題となっている。また、OB人材等が海外へ技術指導に行くことによる技術流出を防止することが必要。

そのため、OB人材等に指導者としてのスキルを身につけさせ、現場従業員を教育させることで、技術流出を防止しつつ、ものづくり中小企業の技術力維持・向上を支援する。

解 説

本事業は、中小企業ものづくり現場等における指導者を多数輩出するため、指導者養成運営主体で指導者養成プログラムを実施する際の費用への補助を行う。

⑤小規模企業支援対策

ア 指導事業

3.9億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

解 説

本事業は、商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業の効果的な実施を図るため、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて指導や情報提供等の支援や、商工会等の指導員に対する研修会や都道府県連合会の役員セミナー等を行い、当該指導員等の資質の向上を図るものである。

イ 経営安定特別相談事業

0.4億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

解 説

本事業は、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会や主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備するものである。平成23年度は、251ヶ所に経営安定特別相談室が設置されており、平成22年度の相談実績は2,247件となっている。

⑥指導機関指導員能力向上研修等関連事業

1. 7億円

組合を設立しようとする中小企業や経営課題を抱えている組合等の組織連携に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会指導員に対して、中小企業団体中央会が実施する能力向上に必要な指導・研修事業を支援する。

また、中小企業団体中央会が実施する中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や、中小企業組合の設立同行調査を始めとする各種調査・情報提供等に対して支援する。

解 説

本事業は、中小企業の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業組合や各都道府県中小企業団体中央会への経営指導・支援を行う全国中小企業団体中央会に対して、当該経営指導・支援に係る経費を補助するものである。

また、組合等の力だけでは解決できない専門性を有する諸課題（法律、情報処理、会計等）を解決するため、外部専門家の紹介や、中小企業組合が事業基盤の強化を図るためのフュージビリティ・スタディ等について支援する全国中小企業団体中央会に対して、当該支援に係る経費を補助するものである。

⑦高度実践型支援人材育成事業

2. 0億円（新規）

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受入れて実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

解 説

中小企業への経営支援の効果を高めるためには、支援人材の育成・増強が必要である。従来の支援機関に加えて、地域金融機関等でも地域密着で中小企業の経営支援に取り組む動きが見られるものの、優れた支援人材を育成するためには、座学による知識の習得に加え、現場における個々の企業支援を通じた実践的な体験が必要であり、経営支援の実績に乏しいこれらの機関ではOJTによる育成が難しい状況にある。

そのため、本事業では、経営支援に実績のある優れた支援機関が、今後、経営支援に取り組む地域の新たな担い手となる支援人材を受け入れ、個々の企業支援を通じた実践的な研修事業を行う場合に、必要な経費を補助する。

（２）起業・新事業展開しやすい環境の整備

①新事業活動促進支援事業

20. 0億円

地域の基幹産業である商工業と農林漁業の連携を支援する中小企業者と

農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）や、異分野・異業種の中小企業の連携を支援する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）等に基づき、中小企業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組を支援する。

解 説

本事業は以下の支援を行うものである。平成24年度においても都道府県の施策と連携し、中小企業の新事業への取組促進を図る。

1) 新連携型

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対する支援。

平成23年度末時点で、788件の計画を認定。

2) 地域資源活用型

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づき、中小企業者等が地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等）を活用して行う新事業活動に対する支援。

平成23年度末時点で、993件の計画を認定。

3) 農商工等連携型

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用して行う新事業活動に対する支援。

平成23年度末時点で、490件の計画を認定。

② 地域力活用新事業創出支援事業

17.7億円

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的とし、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力し地域資源を活用した特産品開発等やその販路開拓などの取組を支援するための事業に対して支援する。

解 説

本事業は、地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所が小規模事業者と協力し地域の資源を活かした新製品開発・全国的な販路開拓等への取組みや、地域の産品・日本の美などの価値等、その地域においてのみ体験可能な魅力を活用したブランド形成等に対して幅広く支援するもの。

また、地方における、環境問題、少子高齢化、人口の都市部偏在等の課題の顕在化を背景に、このような諸課題解決について生活者の視点から行

う事業（コミュニティ・ビジネス）であり、商工団体が小規模企業、地元自治体等と一体となって取り組むまちづくり・むらおこし、介護・福祉などの事業に対して、地域経済の活性化及び雇用創出の観点から支援を実施する。

③中小企業活路開拓調査・実現化事業

3. 2億円

効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、全国中小企業団体中央会が支援する新たな活路の開拓を図るための調査研究や実現化に向けた取組を支援する。

解 説

本事業は、効果的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョンの策定、試作品の研究・開発、情報ネットワークシステムの構築等を行う事業に要する経費等について、全国中小企業団体中央会を通じて支援する。

（３）中小企業の人材の育成・確保支援

中小企業人材対策事業

24. 9億円（平成23年度三次補正予算）

中小企業の優秀な若手人材確保のため、新卒者等に対して、技能等を習得するための中小企業への職場実習を支援するほか、地域の中小企業団体等と大学等が連携し、両者の関係構築から中小企業と新卒者のマッチング、若手人材の定着までを一気通貫に行う取組を支援する。

解 説

本事業は、平成23年度に引き続き、以下の事業を実施するものである。

1)新卒者就職応援プロジェクト

被災地等における就職未内定の新卒者等に対し、中小企業での職場実習・ノウハウ等を習得させる事業。実習生に対し日額7,000円（技能習得支援助成金）、受入企業に対し日額3,500円（教育訓練費助成金）を支給する。

2)地域中小企業の人材確保支援事業

中小企業が優秀な若手人材を確保していくために、地域の中小企業団体等と大学等が連携し、日常的に顔が見える関係の構築から中小企業と新卒者等のマッチング、若手人材の定着までを一気通貫に行う取組を支援する。

（４）中小企業の海外展開支援

①中小企業海外展開支援対策

ア 中小企業海外展開支援事業

27. 6億円

我が国中小企業の海外市場開拓の推進のため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）と中小機構が連携し、海外展開を国内での準備段階から海外のビジネスパートナーとの契約締結段階までを支援する体制を整備し、中小企業の海外展開を支援する。

解 説

本事業は、平成23年6月の「中小企業海外展開支援会議」でとりまとめた「中小企業海外展開支援大綱」を踏まえ、中小企業の海外展開を支援するため、ジェトロ及び中小機構が連携し、国内外展示会への出展支援、海外バイヤーを招へいした商談会の開催やミッション派遣等を実施する。

イ グローバル技術連携支援事業

6.0億円（新規）

我が国中小企業の技術力強化と海外展開を推進するため、技術流出対策を念頭に置きながら、世界市場獲得を目指す中小企業の連携体に取り組む試作品開発等を支援する。

解 説

本事業では、海外展開を目指す中小企業が連携して行う試作品開発や海外に向けた販路開拓の取組について、その費用の一部（2／3）について、補助を行うものである。具体的には、中小企業の連携体による海外市場の制度・基準・仕様の調査研究、技術流出対策を考慮した試作品開発、販路開拓等について助成する。

ウ JAPANブランド育成支援事業

3.9億円

中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が協働し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外市場開拓の取組に対し支援を実施する。

解 説

本事業では、以下の取組に対し支援を行うものである。

1) 戦略策定段階の支援

自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招へい、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を行う。

2) 海外市場開拓段階の支援

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招へい、新商品開発、展示会出展等のプロジェクトに対し、最大3年間の支援を行う。

②地域中小企業等外国出願支援事業

1. 5億円

中小企業における戦略的な外国への特許出願等を促進するため、都道府県等中小企業支援センターを通じて、中小企業の外国での出願（特許、意匠、商標）を支援する。

解 説

本事業は、経済のグローバル化により、戦略的に海外へ事業展開したり、知的財産権侵害へ対応するためには、海外での特許等の権利取得が重要であることから、中小企業者の外国特許出願を支援する都道府県等中小企業支援センターの活動に対し補助金を交付する。

中小企業支援センターは外国出願助成を希望する中小企業者の出願案件を募集し、支援対象案件を採択し、外国出願にかかる費用の一部（現地代理人費用、翻訳費用等）を助成する。

（５）公正な市場環境を整え、中小企業が地域及び社会に貢献できるような体制の整備

①中小企業取引適正化対策事業

ア 下請かけこみ寺事業

3. 9億円

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争手続（ADR）による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

解 説

本事業は、全国の中小企業が抱える下請取引に関する悩み・相談ごとに相談員や弁護士が親身になって対応し、取引に関するトラブルを裁判以外の手法（ADR）で迅速に解決するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発を行い、本部及び各都道府県の48カ所の「下請かけこみ寺」が連携し、下請適正取引の推進を図る。

また、下請かけこみ寺の相談員が弁護士からの助言を得て、中小企業からのきめ細かな相談に対応できる体制の整備を図る。

イ 下請取引改善事業

0. 8億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施

する。

解 説

本事業は、下請代金支払遅延等防止法等の周知徹底を図るため、親事業者の調達担当者を対象とした１日コース講習会、半日コース講習会を実施するものである。

ウ 官公需情報提供事業

０．３億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報をロボット検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目別等）に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需情報ポータルサイト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

解 説

本事業は、官公需における中小企業者の受注機会を増大させるため、中小企業者等に適確な情報を提供するものである。

②商店街活性化対策

ア 中小商業活力向上事業

１８．０億円

地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図るため、社会課題に対応した集客力向上及び売り上げ増加の効果のある取り組みを支援する。

解 説

本事業は、少子化・高齢化、安全・安心、地域活性化（被災商店街等の復興）等の社会課題に対応した集客力向上及び売り上げ増加の効果のある商店街活性化事業に対して支援するものである。

平成２１年度からは、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成２１年法律第８０号）に基づく認定を受けた事業については、重点的な支援を行っており、平成２４年度についても引き続き支援を行うものとする。

イ 全国商店街振興組合連合会補助事業

１．８億円

全国商店街振興組合連合会が行う商店街活性化に係る研究会、都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修事業及び商店街が実施する基礎的活動等を支援する。

解 説

本事業は、少子高齢化の進展やモノからサービスへの消費のシフト、郊外型大型店との厳しい競争等、近年の商店街を取り巻く厳しい環境に鑑み、

全国商店街振興組合連合会への補助を通じて、商店街活性化施策等の普及・啓発を行うとともに、商店街を下支えする活動や商店街関係者の人材育成を促し、地域経済の中心的存在である中小小売商業及び商店街の活性化を図る。

③地域商業再生事業

15.0億円（新規）

商店街とまちづくり会社や特定非営利法人等とが一体となって、地域の状況を丁寧に調査し、地域のまちづくり計画と統合的な地域コミュニティの機能再生を図る取組を支援する。

解 説

本事業は、商店街等の地域商業が地域の暮らしと雇用の中核的存在であることから、地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを丁寧に調査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利法人等と商店街とが一体となって、地域のまちづくり計画と統合的な地域コミュニティの機能再生を図る取組に対して支援を行う。

④戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

24.1億円

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性協議会の設置・運営等を支援する。

解 説

本事業は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画に記載された事業に対して支援を行う。

具体的には、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援することにより、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進する。

（6）中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業再生支援協議会事業

47.0億円

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生及び事業引継ぎについての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家が中心となり中小企業診断士、公認会

計士、弁護士、税理士等の外部専門家と支援チームを編成し、再生計画策定及び金融機関との調整を支援する。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

解 説

本事業は、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業からの依頼に応じ、相談から再生計画策定支援及び事業引継ぎ支援まできめ細かく支援するものである。中小企業再生支援協議会は、平成15年2月の設置以来、平成23年9月末までに22,943社からの相談に応じ、このうち約8割は、経営や資金繰りのアドバイスや関係支援機関の紹介等により相談内容が解決した。また、3,048社の再生計画策定支援を完了し、その結果、195,850人の雇用を確保・維持するなど、地域の中小企業の身近な相談窓口として、また債権者間調整機能を果たすものとして重要な役割を果たしている。また、平成23年7月の改正産活法の施行により、全国47都道府県の認定支援機関の業務に新たに事業引継ぎ支援業務を追加し、事業診断、事業継続に係る情報提供・助言等を行う「事業引継ぎ相談窓口」を設置することとなった。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った認定支援機関に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関してより専門的な支援を実施することとしている。

平成24年度においては、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）により条件変更を受けた中小企業への対応を図るとともに、各協議会の常駐専門家の増員等の再生支援協議会機能強化策を確実に実行する。

事業引継ぎ支援事業については、事業引継ぎ支援センターを都市部のみではなく全国的に拡充し、事業引継ぎに関する中小企業からのニーズにきめ細かく対応出来るような体制を整える。

なお、中小企業の再生においては、経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、引き続き、中小企業の経営者等に対して中小企業再生支援協議会の早期活用を促す。

（7）東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

① 中小商業活力向上事業、地域商業再生事業

復興段階においては、被災中小企業のニーズを踏まえつつ、平成24年度予算を活用して、地域の絆の結節点となる商店街の賑わいやコミュニティー機能の強化を支援するとともに、地域産品の開発や販路開拓等についてきめ細やかな対応を行う。

②中小企業等の再生支援

3. 0億円（新規）

甚大な被害を受けた事業者の二重債務対策に引き続き取り組み、再生を支援する。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との「対話と協力」を通じて、適切な役割分担の下に必要な連携を積極的に進めるとともに、地域の関係機関、団体等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることを期待する。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待する。

2. 事業の概要

（1）中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

④小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専

門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

⑤中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

⑥その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(2) 起業・新事業展開しやすい環境の整備

①経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

②その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に対する支援事業。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する事業。

②その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第二期中期目標（平成21年2月27日付け財務大臣及び経済産業大臣策定）に基づき、全国的視点に立って、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、多様な支援ツールを活用しつつ機動的に支援を行うとともに、中小機構の地域本部等と地域支援機関等との連携強化や中小機構の培った支援ノウハウの提供等を通じて、全体としての相乗効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小企業大学校等において、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関等、大学等との連携体制を構築の上、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2. 事業の概要

平成24年度の事業実施にあつては、上記の観点を踏まえ、本部・地域本部が有する支援ツールを有効に活用し、高度な専門性を要する経営課題等への支援や地域支援機関等との連携強化を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

（1）中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

①新事業創出・販路開拓等支援事業等

中小企業の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業者に対して計画策定等の支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業者等に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行う。

さらに、中小企業の国際化に対する支援を行うため、中小企業が海外展開（海外進出、海外企業との業務提携・国際取引等）を図る上で生じる経営課題を解決するための有益な情報提供、アドバイス等を実施する。本事業を円滑に推進するため、地域支援機関等との連携によるセミナーや個別相談会等を開催する。加えて、海外市場開拓を志向する中小企業に対して、ジェトロ等関係機関と連携し、国内外の展示会への出展支援を行う。

解 説

本事業は、中小機構の支部等が、農商工連携、地域資源活用、新連携の

枠組みを活用した事業活動に取り組む中小企業者等に対して、マーケティングや事業計画の作成等、法認定に向けたブラッシュアップ支援から、法認定後の事業計画に沿った商品企画、試作品開発及び販路開拓等に係るフォローアップ支援を実施するものである。加えて、新たな商品・サービスの開発や新分野・新市場の開拓等、新たな事業展開に挑戦する中小企業に対して、企業ニーズや経営課題に応じた支援を行い、他の中小企業のモデルとなる企業や事業を育成する。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等におけるビジネスマッチングやテストマーケティング機会の提供、大手流通事業者等との連携による新商品の販路開拓、大規模展示会・商談会、投資家等へのビジネスプラン発表会等の活用によるビジネスマッチング等、全国ベースでの効果的な支援を実施するほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。加えて、販路開拓に関して豊富な情報を有する企業OB等を販路ナビゲーターとして登録し、商品の評価及び販路先に係る情報提供を行う販路ナビゲーター創出支援事業を実施する。その際、地域支援機関等が手がけた支援企業の出口支援として活用できるよう地域支援機関等と連携を図る。

さらに、国際化に取り組む中小企業に対して、海外展開に関するアドバイスやセミナー等の支援を実施する。具体的には、専門家によるアドバイスを行うほか、地域支援機関等が行う各地域の特性を活かした海外展開セミナーや個別相談会等の開催、海外ビジネスに対応できる人材の活用を希望する中小企業に対するマッチング支援、インターネットを活用した販売支援等を行う。また、地域支援機関等が窓口となって取りまとめられた相談案件について、中小機構からアドバイザー等を派遣し、当該機関等において面談アドバイス（出張アドバイス）を実施する。加えて、海外市場開拓の支援事業として、ジェトロ等国内外の関係機関との密接な連携・協力体制のもと、海外市場ニーズに合った製品等を有する中小企業の発掘を推進するとともに、これら発掘した企業を始め海外市場開拓に意欲的に取り組む企業に対して、海外展示会及び多数の海外バイヤーが訪れる国内展示会への出展支援として、「出展サポート事業」を実施する。具体的には、出展前・出展後の企業が抱える問題点の解決に向けたアドバイスの実施、出展ノウハウの習得を目的とした研修事業等を実施する。

② インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

解 説

本事業は、新製品・新技術の研究開発等を行うための賃貸型事業施設の運営を行うとともに、インキュベーション・マネージャー等が入居者のニーズ、課題に対応した支援を行うものである。支援に際しては、中小機構の支援ツールや連携する地方公共団体、地域支援機関等、大学等の持つ支援ツールを有効に活用する。

なお、インキュベーション施設の運営に当たっては、中小機構、大学、地方公共団体等で構成する運営委員会により施設運営方針を定め、地域支援機関等との連携の下、中小企業等の新事業創出等を支援する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業支援機関連携強化事業

地域支援機関等との連携強化、支援ノウハウの共有を図るため、支援実務者を対象とした研修や、地域支援機関等の連携強化を目的とする連絡会議やセミナー等を実施する。

また、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供により地域支援機関等との連携を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

さらに、国が行う「中小企業支援ネットワーク強化事業」が円滑に進むよう、巡回対応相談員の能力向上に向けた支援や支援事例の情報提供等を行うとともに、地域支援機関等の連携強化に資する取組を行う。また、中小企業の事業承継支援が円滑に進むよう、支援事例等の情報提供等を行う。

解 説

本事業は、地域支援機関等とのネットワークの強化を図り、支援成果、支援ノウハウの提供等により、地域支援機関等の支援機能の向上を図ることを通じて、全体としての相乗効果を発揮しようとするものである。

中小企業の経営相談に対応する地域支援機関等の連携強化、支援能力の向上を図ることをねらいとした、国の「中小企業支援ネットワーク強化事業」が円滑に推進されるよう、中小機構の本部・支部等に、同事業に係る支援を行う専門家等を配置し、経済産業局が設置する巡回対応相談員に対して、助言・研修の実施、支援事例・新現役人材の活用に関する情報提供や支援実務者の能力向上の取組み等の支援を行うとともに、地域支援機関等の連携強化に係る助言等を行う。

また、地域支援機関等による中小企業の円滑な事業承継（事業引継ぎを含む）をサポートするため、中小機構の支部等に事業承継コーディネーターを配置し、地域支援機関等との事業承継支援のネットワークを整備するとともに、地域支援機関等からの要請に応じて、情報提供等を行う。

② 地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業、都道府県や

地域支援機関等の中小企業支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-N e t 2 1）を運営する。加えて、中小企業の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業に対して支援施策の浸透等を図る。

解 説

本事業は、中小企業、都道府県や地域支援機関等の中小企業支援担当者等が必要とする国の支援・施策情報に加え、地方公共団体等が独自に実施する支援・施策情報や地域中小企業の成功事例等を集約し、情報提供を行うものである。

情報提供を行うに当たっては、関係機関との連携を促進し、地域の情報ニーズの把握に努めるとともに、地域支援機関等からの推薦等により地域において優れた取組みをしている中小企業について取材し、成功事例として取りまとめる。

また、地域中小企業に対して支援施策の浸透等を図るため、新事業展開等に取り組む中小企業を対象に政策課題に対応したフォーラムを適宜開催する。

③養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題の解決能力の向上を目指す中小企業の経営者及び経営幹部等や、中小企業に対し質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

ア 中小企業者向け研修

中小企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業の経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

イ 中小企業支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

解 説

地方公共団体や地域支援機関等の要望を積極的に取り入れながら以下の研修を実施する。

ア 中小企業者向け研修

一般的に大企業と比べ経営資源に限りのある中小企業が、自ら経営課

題を解決できるよう、また、新たな事業活動へ挑戦できるようにするためには、中小企業の経営者、経営幹部、管理者の能力向上を図ることが不可欠である。その中小企業の経営者等に対し、経営戦略、マーケティング、財務管理、生産管理といった経営者等として身につけるべきテーマについて、自社の課題解決等につながる応用力を身につけることに重点を置き、併せて、IT経営や国際化等の中小企業の生産性向上や販路拡大といった経営課題に対応した研修を実施する。

イ 中小企業支援人材向け研修

中小企業の現場における経営の診断実習や多業種・多分野にわたる多様な事例を用いた演習などによる実践的な研修に加え、新たな政策課題や中小企業支援施策に関する研修を実施し、県センターの職員、経営指導員をはじめとする支援人材の能力向上を図る。

④高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を図る。

加えて、総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づき市町村と連携して行う高度化事業制度について、事業の利用可能性のある市町村に対し、当該制度の普及を図り、円滑な実施に努める。

解 説

本事業においては、都道府県等と連携し、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、大規模な設備投資の資金需要等に応える本事業の利用促進・拡大を図る。都道府県等の財源負担割合の軽減措置（平成26年3月31日までの時限措置）については引き続き実施する。

また、現下の厳しい経済情勢下では、財務状況が急変する可能性もあるため、正常償還先であっても、経営上の問題点の把握に努め、アドバイザー派遣等により、不良債権化の未然防止を図る。

加えて、総合特別区域法に基づき市町村と連携して行う高度化事業については、事業の実施を希望する市町村に対し、事前に高度化事業の趣旨・目的、診断・助言、貸付手続きや債権管理手法等について説明を行うとともに、逐次市町村の相談等に応じ、事業の円滑な実施に努める。

⑤ 中心市街地商店街等活性化支援事業

ア 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。

解 説

本事業は、中心市街地活性化の推進のため、中心市街地活性化協議会に対する情報提供等の支援を行うものである。日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会など関連団体との連携の下、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、各地の協議会を支援する。

イ 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

解 説

本事業は、各地の市町村の協力の下、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行うことにより、各地の中心市街地活性化協議会等が行う商業活性化の取組を支援するものである。日本商工会議所など全国団体の推薦を受けた専門家を登録し、アドバイザーとして各地の中心市街地活性化協議会等へ派遣する。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

解 説

本事業は、各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会の活動を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、地域で不足し

ている再生支援専門家の派遣、各協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイス、再生に関する情報提供等を行うものである。

また、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等の実施、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対する研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行い、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業等に対し、経営資源の確保等を支援するための適切な措置を迅速に講じる。

具体的には、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業等に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業の事業再建等の支援を行う。

加えて、展示即売会・商談会の開催等による販路開拓の支援など、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を行う。

また、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。

解 説

地方公共団体・地域支援機関等への専門家の派遣については、復興計画の策定支援（高度化事業を活用したまちづくり、地場産業の復興等）、支援機関が行う巡回・助言への同行、セミナー・相談会の企画・講師派遣等を行う。被災中小企業への専門家の派遣については、事業再建計画の策定支援、転業・新事業展開に向けた助言、設備等の復旧・補修相談、資金調達の検討に対する助言等を行う。

加えて、展示即売会・商談会の開催、インターネットを活用した被災地域の地域製品の販売PR、中小企業総合展での被災地支援、大手小売店等との連携等による販路開拓の支援を行うなど、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業等を支援するための事業を実施する。

また、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業の支援を行う。